

令和元年6月25日現在

機関番号：12102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13516

研究課題名（和文）現職教員を対象とした教育専門職学位（Ed.D.）プログラムの創設

研究課題名（英文）Preliminary Research for the Establishment of Ed.D. Program for In-Service Teachers in Japan

研究代表者

藤田 晃之（FUJITA, Teruyuki）

筑波大学・人間系・教授

研究者番号：50261219

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：現職教員を対象とするEd.D.プログラム創設のためには、以下の4点を主軸とする仕組み・制度の確立が前提となること、今回の挑戦的萌芽研究による海外調査（アメリカ及びドイツ）を通して示唆された。

通学可能な地理的範囲に存する教育委員会との教員派遣に関する協定書の締結、実践的指導力の支えるための系統的なカリキュラム開発、具体的には、学術研究を基盤とした講義科目と実践的演習・実習科目の往還的な学びを可能とする系統的な科目開設、教員としての通常勤務を妨げない時間帯及び曜日等における授業実施、Ed.D.取得者の適切な処遇のための制度の確立。

研究成果の学術的意義や社会的意義

高度化・複雑化する多様な教育課題への対応が求められる今日、「修士レベル」を超えた高度な研修機会の提供が期待されている。このよう状況において、現職教員を対象とした教育専門職学位（Ed.D.）プログラム創設のための基礎条件についての具体的な知見を得たことは、本研究の大きな社会的意義と言える。

筑波大学では、現職教員が在籍し得るEd.D.プログラム設置に向けた構想の具体化に着手しているが、本研究によって得られた知見はその基盤の一つとして貢献するものである。

研究成果の概要（英文）：The field study including site visits and interviews conducted in the United States and Germany suggests that the system comprising following four pillars will be a minimum prerequisite for the creation of an Ed.D. program for in-service teachers.

1) Conclude an agreement on dispatching teachers with the local educational authorities / boards of education, located in the geographical area where students can attend; 2) Develop a systematic curriculum to support practical instruction and leadership. Specifically, establish courses that enable students to reciprocate between lectures based on cutting-edge academic research and practical seminars/workshops; 3) Conduct classes during hours and days that do not interfere with regular professional work as a teacher; and 4) Establish a system for the appropriate rewards and treatment of Ed.D. Acquirers.

研究分野：キャリア教育学

キーワード：Ed. D. 専門職学位

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

中央教育審議会は、平成24年8月に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)」をとりまとめ、「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付ける」方向性を明示した。

答申は、学士課程修了レベルの「基礎免許状(仮称)」を当面の間の措置として導入しつつも、当該免許のみを所有して教壇に立つ者に対しては、修士レベルの課程での学修を標準とする「一般免許状(仮称)」の早期取得を求める構想を示している。

さらに同答申が、「一般免許状(仮称)」より上位の「専門免許状(仮称)」の創設を具体的に提示した点は特筆に値する。当該免許状は「一定の経験年数を有する教員等で、大学院レベルでの教育や、国が実施する研修、教育委員会と大学との連携による研修等により取得する」もの位置づけられ、本提言が制度化されれば、大学には「修士レベル」を超えた高度な研修機会の提供が必然的に期待される。学び続ける教員像の確立が求められ、現職教員が社会の変化に応じた知識・技能の絶えざる刷新を図る必要がある今日、まさに時代の要請とも言えよう。

しかし日本では、このような要請に応え得る大学は存在しない。広島大学大学院教育学研究科、愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科が、それぞれ教育専門職学位(Ed.D.)プログラムに類似する構想に基づく専攻等を設置し、名古屋大学大学院教育発達科学研究科が社会人学生を対象としたEd.D.プログラムを開設しているが、いずれも、初等中等教育段階の教員を広く対象とした高度な研修を担うことを主眼とするものではない。また、研究上も、「そもそもEd.D.の認知度自体が低く、博士号としてのEd.D.自体も、その中身もあまり検討されているとは言い難い」(黒田友紀「米国における専門職学位Ed.D.をめぐる議論の検討」『教科開発学論集』第2巻、愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻、pp.149-156, 2014年)と指摘される状況にある。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、国内外の調査を通して、本格的な教育専門職学位(Ed.D.)プログラムの創設に必要な基盤となるデータを収集し、それらを基に、Ed.D.プログラムのグランドデザインと、設置までの具体的なロードマップを構想することにある。

初任段階の教員の実践的指導力の向上を企図した「教員養成の修士レベル化」が求められる今日、現職教員が社会の変化に応じた知識・技能の絶えざる刷新を図るためには、「修士レベル」を超えた体系に依拠した理論・実践両面での研修機会の提供が不可欠となろう。Ed.D.プログラムは、そのための極めて有力な選択肢であるにもかかわらず、我が国には本格的なプログラムが存在しない。本研究によって、我が国初の本格的Ed.D.プログラム創設のための確固たる萌芽を得たい。

### 3. 研究の方法

国内実態調査、及び、海外実態調査(ドイツ、アメリカ)を通して、Ed.D.相当プログラムの量的・質的両側面における基本情報を入手し、分析を加える。実施した調査の詳細は次の通りである。

#### (1) 平成28年度

国内調査：大阪教育大学

アメリカ調査：カリフォルニア州立大学ロサンゼルス校(CSULA)、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)

ドイツ調査：ベルリン自由大学(Freie Universität Berlin)

#### (2) 平成29年度

アメリカ調査：ピッツバーグ大学(Carnegie Project on the Education Doctrate)、コロンビア大学、ロングアイランド大学

#### (3) 平成30年度

国内調査：京都教育大学、奈良教育大学、広島大学

アメリカ調査：アクロン大学教育学部(The University of Akron, LeBron James Family Foundation College of Education)

ドイツ調査：ルートヴィヒスブルク教育大学(Paedagogische Hochschule Ludwigsburg)、カールスルーエ工科大学(Karlsruher Institut fuer Technologie)

### 4. 研究成果

#### (1) 国内調査

平成28年11月に西日本の教員養成の拠点である大阪教育大学において訪問調査を行った。その結果、現職教員の大学院受入については、教育学研究科を連合教職実践研究科(教職大学院)への移行というような修士課程レベルについての検討はあっても、教育専門職学位(Ed.D.)のような博士課程レベルについては、ほとんど検討されていないことが確認できた。

平成30年8月に、大阪教育大学に距離的に近い京都教育大学において訪問調査を行った。大

阪教育大学における訪問調査からおよそ2年が経過していたが、状況の大きな変更は見られず、大阪教育大学の2年前と同様に、教育専門職学位 (Ed. D.) のような博士課程レベルについてはほとんど検討されていないことが確認できた。

また、平成30年10月に、大阪教育大学と京都教育大学に距離的に近い奈良教育大学において訪問調査を行い、先の二つの大学と同じ状況であった。その訪問日には、平成30年度日本教育大学協会研究集会が開催されており、そこで参加校の大学関係者に対しても調査を試みた。その結果、広島大学がかなり以前から教育専門職学位 (Ed. D.) に注目し、実践的な試みを組織的に進めていることが判明した。

そこで、平成30年11月に広島大学 (教育学研究科「教職課程担当教員養成プログラム」) において訪問調査を行った。広島大学では、平成19年度より、「Ed. D 型プログラム」の開発が進められていた。このプログラムの目的は、従来の研究者養成が中心であった「Ph. D 型」の博士課程教育を改革し、教職課程担当教員としての自覚を高め、その資質能力を向上させる「Ed. D 型」の教育課程を大幅に導入することによって、資質能力の高い学校教員の養成しようとするものである。そのプログラムでは、教育人間科学専攻の教育学分野を中心とする博士課程後期課程の学生に対して、教職教育に関するカリキュラム開発や授業シラバスを作成させ、広島大学教育学部や他の協力校の大学における関連授業で、TAとして教育実習を体験させ、その授業実践を評価させるというPDCAのサイクルを繰り返すとともに、その実践のポートフォリオを作成させることが求められている。

また、履修プロセスとしては、まず、博士課程前期の2年間に、専修免許状取得のための学習と、教育学分野と教職に関する研究が行われる。次に、博士課程後期1年次には、教員養成カリキュラムの研究とともに、国内外の教科書調査や国内外の大学の授業参観が行われる。そして、博士課程後期2年次および3年次の前半において、カリキュラム開発とシラバス作成と実習と評価のサイクルが半年毎に繰り返され、最後の博士課程後期3年次の後半にポートフォリオを完成させて報告書を作成するとともに、プログラムの総括評価として公開総括報告会が行われることになっている。

このような広島大学の試みは、「Ed. D 型プログラム」の開発について、日本で最も先進的な実践であると言える。しかしながら、当該プログラムは「教職課程担当教員」、すなわち大学人の養成を一義的に目指すものであり、初等・中等第会の学校における教育を直接担う教員の実践力や、管理職の学校経営の力量を直接高める点においては弱さを残している。

## (2) 国外調査

ドイツでは、いわゆる「文化高権」(Kulturhoheit) の原則に基づき、連邦政府には基本的に教育に関する権限はなく、ほぼ全面的に権限は各州に置かれている。したがって、各州の教員養成は、さまざまである。一般的な言い方をすれば、その制度は、3年半から5年の大学における教員養成を終えて、1年から2年程度の試補勤務による教員養成を行うことになる。そして、終了時に試補の教員が国家試験を受けて合格すれば、正規の教員になることになる。つまり、ドイツの教員養成は、国家試験によって修了するという課程として成立してきた。ところが、1999年のボローニャ宣言と2001年12月のPISAショックによって、さまざまな教育改革が行われ、ドイツの教員養成制度も大幅に変更されることになった。つまり、国家試験を包摂した学修課程から、学士課程・修士課程の2段階で行う学修課程に変更することが求められた。その対応についても各州に権限があるために、その変更がなされたところもあれば、まだされていないところもある。ベルリン市は、現在では、学士課程6学期(3年)と修士課程4学期(2年)と試補期間18か月となっている。また、ベルリン市では、2014年に教師教育法が改正され、大学による教師教育センター(Die Zentren fuer Lehrerbildung)が設置されそこで大学間(ベルリン市では、教員養成課程が認可されているのは、ベルリン自由大学を含めた4大学)の教員養成に関する事柄が調整されることになった。それによって、大学の裁量で大きく左右されてきた教員養成は、大学とベルリン市の共同で質保証を行うこととなった。また、質保証をする意味で、教員養成を行う大学や市教育省を調整・管理する教師教育運営委員会(Der Steuerungsgruppe Lehrerbildung)も設けられた。

このように、国家試験の合格によって一人前の教師とみなすドイツの歴史と文化の影響もあって、一人前になるまでの教員の養成段階に限定するかたちで、現在の教員養成制度の改革がどうしても進行する傾向にある。つまり、現在でも、教員養成のプロセス段階は注視されるが、それとは対照的に、継続教育としての教員研修には、あまり関心が向かない傾向にある。すくなくとも、ベルリン自由大学においては、教育専門職学位のような継続教育への関心はまったく向けられていないように思われた。一方、ルートヴィヒヒスブルク教育大学では、教員の継続教育プログラムが運用され、Ed. D. プログラムの創設に向けた議論も開始されている。しかし、制度確立までの具体的計画が立案される段階には至っていない。

一方、アメリカでは、Ed. D. プログラムの運用が多くの大学院においてなされている。今回調査対象としたカリフォルニア州立大学ロサンゼルス校(CSULA)、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)、ピッツバーグ大学(Carnegie Project on the Education Doctrate)、コロンビア大学、ロングアイランド大学、アクロン大学教育学部(The University of Akron, LeBron James Family Foundation College of Education)における運用実態を分析した結果、以下の共通項が析出された。

- ① 通学可能な地理的範囲に存する教育委員会との教員派遣に関する協定書の締結
- ② 実践的指導力の支えるための系統的なカリキュラム開発、具体的には、学術研究を基盤とした講義科目と実践的演習・実習科目の往還的な学びを可能とする系統的な科目開設
- ③ 教員としての通常勤務を妨げない時間帯及び曜日等における授業実施
- ④ Ed. D. 取得者の適切な処遇のための制度の確立

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 (計 0 件)

〔学会発表〕 (計 0 件)

〔図書〕 (計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 (該当なし)

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：吉田 武男

ローマ字氏名：YOSHIDA Takeo

所属研究機関名：筑波大学

部局名：人間系

職名：教授

研究者番号 (8 桁)：40247945

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：(該当なし)

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。